

令和5年10月11日

四万十町議会
議長 味元 和義 様

四万十町文化的施設の請負契約議案否決に対する意見書

四万十町立美術館運営審議会
副会長 中屋 定子

四万十町立美術館は、中澤竹太郎氏（旧窪川町出身）の遺作70点の寄贈をきっかけに、旧高知地方法務局窪川出張所跡に平成12年に開館し、同じく旧窪川町出身の今西中通氏など、四万十町にゆかりのある方々の美術作品を中心に、収集や展示を行ってきました。私たち四万十町立美術館運営審議会（以下、「審議会」という。）は、四万十町立美術館条例第22条に定められた美術館の運営に必要な事項を審議するための組織であり、美術館の開館以来、館の運営に関わるとともに、この町の美術館行政についても一定の責任を担っているものと考えています。

当審議会は、平成29年9月に設置された文化的施設検討委員会の委員として参画し、「基本構想」や「基本計画」の策定に関わり、今日まで6年間にわたって教育委員会や企画課文化的施設整備推進室とともに、文化的施設の在り方や美術館機能について協議してきました。町議会においては、令和3年9月に文化的施設整備のための予算が継続費として議決され、さらに令和4年12月には資材価格の高騰等に伴う継続費の増額変更が認められ、当審議会としては文化的施設が確実に建築されるものと考えていました。そこで、当審議会では、移転に向けた準備や移転後の運用についても意見を出し合い、子どもからお年寄りまで様々な年代の町民が集い、アート体験や自己表現ができる場として、誰もが笑顔で利用できる施設となるよう検討を重ねていたところです。

6年間という歳月をかけ、多くの町民と共に議論を重ね、積み上げてきた「基本構想」や「基本計画」、「サービス計画」の策定と並行して施設の設計を進めてきたこの事業は、新しい芸術文化の拠点として、アートギャラリーの展示空間をはじめ、一体的に活用できる庭や図書館・展示機能とのコラボレーションなど、この町に新しい美術館の可能性を拓くものであり、多くの関係者とともに施設の開館を待ち望んでいました。そのような中、昨年度から着手した美術作品の点検作業では、劣化が著しい作品が多数確認され、修復の必要性とともに、収蔵環境（温湿度管理など）の整った収蔵庫の確保が喫緊の課題であることが改めて確認されましたが、施設本体の入札が終わったことで、この町の財産である貴重な美術作品を未来へ継承できるものと、安堵したところでした。

ところが、去る9月の町議会において、本体工事の請負契約議案が否決され、工事に着手することができなくなりました。これは、これまでの町議会の決定を白紙にすることを意味し、その影響は計り知れなく大きいものと考えます。去る10月5日に開催された当審議会において、行政担当者からは「今回の結果を受けて、行政としては文化的施設整備

事業を継続する方策が見いだせず、中止せざるを得ない」との説明を受け、大切な美術作品の保管場所の整備が実現できなくなったことに呆然としました。

確かにこの6年間で新型コロナウイルスの蔓延やロシアによるウクライナ侵攻など、誰もが予測しえなかった出来事が続き、世情は大きく変わりました。そういった状況の中で文化的施設整備についても、規模や事業費の見直しについての議論が続いてきたことは承知しています。その一方で、文化的施設を待ち望んでいた町民も多数いたことも事実です。検討を重ねてきた文化的施設検討委員会や当審議会を含む様々な団体、文化的施設に期待する町民の声もまた「民意」と言えるのではないのでしょうか。

文化的施設整備に当初から参画し、議論してきた当審議会に対して、町議会から意見交換や情報提供を求められることはありませんでしたし、会議の傍聴やイベントへの参加なども極めて少なかったものと認識しています。今回の議決について、町議会は議会基本条例において活動の原則としている「町民の多様な意見を把握」(第2条第2号)してきたのか。また、「把握した多様な意見をもとに政策提言、政策立案の強化」(第2条第3号)に努めてきたと言えるのか。さらには、議会基本条例に基づく地方自治の双壁の一方として、町議会は文化的施設の在り方について政策提言を行う責務を果たしてきたのか、大いに疑問を抱いているところです。

以上の理由から、文化的施設の本体工事の入札も終わり、愛称の募集や様々な準備が進んでいるこの段階で町議会が請負契約議案を否決したことは誠に遺憾であり、当審議会はこの意見書をもって町議会に強く抗議します。今回の議決が、議員それぞれの自由な意思を表明した結果に過ぎないとしても、その賛否による議会としての意思決定は、議会基本条例第5条第7項に規定されている「議決事項及び議会の運営について町民へ説明する責務」があるものと考えますので、当審議会として下記の対応を求めます。

記

当審議会としては、文化的施設が現計画に沿って進められ、かつ現在示されている設計通りに整備されることを強く望みます。議会におかれましても「図書館・美術館は必要である」という認識は一致しているものと考えます。

しかしながら、今回の契約議案の否決に伴い、現在示されている計画や設計の見直しが必要になると考えられます。今回の入札は、適正な手続きによって行われ、違法性なども認められなかったものと理解していますが、契約議案を否決した理由が、施設規模の見直し(特に規模縮小)を前提としているのであれば、以下について議会としての考えをお示しください。あわせて、今回の議決について、議会基本条例第6条の規定による「議会報告会」の開催を求めます。

- ① 文化的施設の規模の見直しが必要と考えるのであれば、どの程度の規模が妥当と考えるのか、根拠とともに明示してください。
- ② 文化的施設の設計変更を行う必要があると考えるのであれば、完成がどれくらい先に

なるのか、また建設費についてどのように考えているのか、根拠とともに明示してください。特に美術館については、財源として必要不可欠な合併特例債が使えなくなった後の財源の想定をお示してください。

- ③ 文化的施設の在り方（美術館を含めた複合施設とすべきかなど）を見直す必要があるとお考えでしょうか。見直す必要があると考えるのであれば、合併特例債の活用が困難となる美術館について、美術館の必要性も含めどのようにお考えでしょうか。
- ④ 文化的施設の在り方そのもの見直しが必要と考えるのであれば、どのような組織で検討し、どのように合意形成を図ろうとしているのか、具体的に明示してください。
- ⑤ 文化的施設の設計や計画の見直しが必要だと考えるのであれば、その間の美術館の収蔵環境や美術作品の保管と修復・維持について、どのように考えているのか具体的に示してください。

